

令和6年度点群データ活用プロジェクトに伴う研究課題授業支援業務委託に係る仕様書

1 業務の目的

静岡県立島田工業高等学校及び静岡県立ふじのくに国際高等学校において3次元点群データを活用できる人材育成を目的とした研究課題授業を行うにあたり、点群データ等の活用の事例を踏まえた授業支援を行うことにより、当該授業の効果を高めることを目的とする。

2 契約期間

契約締結日～令和7年3月21日（金）まで

3 授業実施箇所及び対象者

| 実施箇所 | 住所 | 対象者（人数） |
|-----------------|-------------|--------------|
| 静岡県立島田工業高等学校 | 島田市阿知ヶ谷 201 | 3年生生徒（10名程度） |
| 静岡県立ふじのくに国際高等学校 | 島田市金谷根岸町 35 | 1年生生徒（10名程度） |

4 業務内容

(1) 授業方針案の検討

- ・本業務の実施にあたり、業務目的や授業日程、委託者の指示内容を十分に把握し、各校の授業方針案を検討する。
- ・授業内容の詳細については各学校との協議により決定するものとする。

(2) 授業準備

- ・立案した授業計画に対し、各授業に必要な資料の作成等の授業準備を行う。

(3) 授業実施

- ・準備した資料を用い、3次元点群データの活用に関する専門知識や実務経験を持つ者を実施担当者として配置し授業を実施する。併せて、授業を円滑に行うための補助員を配置する。
- ・想定する授業日程及び内容

| 対象校 | 日程 | 時間 | 想定される内容（※） |
|--------------|--------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 島田工業 高等学校 | 9月26日 | 120分 | ・3次元点群データの活用事例の紹介 ・点群データの取得実習 ・点群データによる画像作成 ・点群画像の活用 ・点群データを活用した卒業研究の支援 |
| | 10月3日 | 120分 | |
| | 10月17日 | 120分 | |
| | 10月24日 | 120分 | |
| | 10月31日 | 180分 | |
| | 11月7日 | 180分 | |
| | 11月14日 | 180分 | |
| | 11月21日 | 180分 | |
| 11月28日 | 180分 | | |
| ふじのくに | 10月16日 | 90分 | ・3次元点群データの活用事例の紹介 |

| | | | |
|--------|--------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国際高等学校 | 10月23日 | 45分 | <ul style="list-style-type: none"> ・点群データの取得実習 ・点群データによる画像作成 ・点群画像の活用 ・点群画像を活用した地域課題解決学習の支援 |
| | 11月13日 | 90分 | |
| | 11月20日 | 90分 | |
| | 12月4日 | 90分 | |
| | 12月11日 | 90分 | |
| | 12月18日 | 90分 | |
| | 1月8日 | 45分 | |
| | 1月29日 | 45分 | |

※内容は例であり、企画提案を踏まえて、委託者との協議により決定する。

(4) 授業補助

- ・業務の目的を勘案し、授業の効果を向上させるうえで有益と認められる場合は、静岡県交通基盤部等、点群データを保有する関連機関と協力して授業を実施することができるものとする。
- ・関連機関の職員に講師を依頼する場合、受託者から補助員を配置する。

(5) 報告書作成

- ・本業務で実施した内容について、授業で使用したテキスト等の資料や授業の様子等について報告書として取りまとめ、委託者に提出する。
- ・報告書作成のために授業の様子を記録する際は、プライバシーの保護等に配慮し、委託者及び各学校と協議の上記録方法を決定する。

5 注意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者と詳細にわたり打ち合わせを行うこと。
- (2) 打ち合わせ内容を記録簿として整理し、提出すること。
- (3) 受託者は、各項目についての作業状況等を正確に把握するとともに、必要に応じて静岡県に報告を行うこと。

6 その他

- (1) 提示した仕様に対し、不足していると思われる事項があれば、その項目及び積算を、プレゼンテーションの5日前までに提示すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに静岡県の指示を受けること。
- (3) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項について協議の上決定するものとする。